

令和3年1月8日

保護者 様

埼玉県立伊奈学園総合高等学校長 増淵 則敏

緊急事態宣言発令に伴う学校の対応について（お願い）

厳冬の候、保護者の皆様方におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本校の教育活動に多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日に1都3県に対して緊急事態宣言が発令され、県教育委員会から「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」との学校運営の基本方針が示されました。このことにより、県教育委員会の指導の下、感染予防を講じながら教育活動を実施してまいります。御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

また、各御家庭におかれましても、感染予防を踏まえたお子様への御指導を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

1 感染予防対策を講じた学校運営の期間

令和3年1月8日（金）から2月7日（日）まで

2 日程等

・感染予防の観点から時差登校を実施するため、登校時間を午前9時35分とする。

・各授業は40分に短縮し、原則、6時間授業とする。

※1月18日（月）、19日（火）、25日（月）、26日（火）、2月1日（月）は7時間授業とする。

・帰りのSHR終了時刻は午後3時45分とする。

3 部活動等

・1の期間中は、原則部活動等は中止とする。ただし、県教育委員会が認めている公式な大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前から通常の活動を認める。

4 感染防止に関する御家庭へのお願い（県教育委員会通知より）

以下の点に留意し、お子様への御指導をお願いいたします。

・規則正しい生活習慣を徹底する。引き続きの健康観察を行う。

・発熱などの風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校を控える。

・基本的感染防止対策（3密回避、手洗い、マスク着用）を徹底する。

・不要不急の外出を避ける。

・生徒のみの会食等を自粛する。

5 その他

今後の感染状況によっては、学校運営等に変更が生じることもございます。その際は、改めて御連絡いたします。

<お問い合わせ先>

副校長 若菜 健一

電 話 048-728-2510